

教育勅語の教材使用問題に関する歴史的一考察

— 道德教育研究を妨げた歴史的要因は何か —

高橋 史朗 (明星大学特別教授・
モラロジー研究所特任教授)

1、はじめに

教育勅語の教材使用問題に関する閣議決定や国会答弁に対して、日本教育学会を初めとする教育学関連学会やマスコミなどが強く反発している。教育勅語の普遍的価値や日本国憲法、教育基本法との関係などが論じられているが、この問題については歴史的考察が必要不可欠であり、儒教思想に基づく伝統的な国民道德と西洋近代の市民倫理のいずれを重視するかという明治の「徳育論争」や井上哲次郎らの教育勅語の衍義書（注釈書）をめぐる議論、唐澤富太郎、和辻哲郎や田中耕太郎らの指摘を踏まえる必要がある。

まず、唐澤と和辻の教育勅語の基本認識に関わると思われる見解を紹介しておきたい。教育勅語の内容は井上毅と元田永孚の考え方を反映して、この儒教思想と近代市民倫理が折衷されたものとなった。唐澤富太郎によれば、「新旧両思想、封建倫理と近代倫理との相克に於いて、形式的には封建倫理の勝利の如く見えて、その内容に於いては近代的な社会道德に相当な重点」が置かれ、この当時の思想の混乱を救済するものとして、「不偏不党の立場から『古今二通シテ謬ラス』『中外二施シテ悖ラ』ざるものとして渙発された」。(1)

また、和辻は昭和7年に発表した「国民道德論」において、「国民道德論の誤謬は、国民道德の原理的研究と歴史的研究を混淆したことにありと指摘し、原理としての国民道德と歴史的特殊性を混同したことが様々な混乱と不当な支配の原因である」とした。(2)

和辻は、「国民道德を主張する人々に対しては、我々は教育勅語の精神をもって反省を促したい」と述べ、次のように批判した。

「わが国民に特殊の道德があって、それがわが皇室の尊厳に根ざしていると考えるのは、明らかに教育勅語の精神を無視するものである。教育勅語によって宣揚せられた道德は、『古今中外』を通ずるところの普遍的に妥当なものであって、わが国民に特殊なものではない。」(3)

これらの教育勅語の普遍的価値に関する基本認識は、後述する田中耕太郎の見解にも共通するものがあるが、日本教育学会を初めとする教育学関連学会の見解を読む限り、こうした議論が十分に吟味検討されていないのではないかという疑念が拭えない。そこで本稿では、まず昨年の教育勅語の教材使用問題をめぐる議論の経緯をたどりつつ、先行研究に学びながら論点整理を行い、道德教育の教科化が今春からスタートする今日的視点も踏まえて考察したい。まず昨年の議論の経緯を振り返ってみたい。

2、教育学関連学会等の相次ぐ反対声明

3月31日、日本政府は民進党の初鹿明博衆議院議員が提出した質問主意書に対する答弁書を閣議決定した。質問内容には、「衆参の決議を徹底するために、教育勅語本文を学校教育で使用することを禁止すべきだ」とあり、これに対して政府は、「学校において、教育に関する勅語を我が国の教育の唯一の根本とするような指導を行うことは不適切であると考えているが、憲法や教育基本法等に反しないような形で教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されることではない」と回答した。

さらに4月7日、衆議院内閣委員会で民進党の泉健太衆議院議員の「朝礼で教育勅語を朗唱することは問題ありか、問題なしか」との質問に対して、義家弘介文部科学副大臣は、「教育基本法に反しない限りは、問題のない行為であろうと思います」と答弁した。また、「例えば、読むこと、朗読することのみをもってダメというならば、これは教科書の教科指導ができません。教育勅語は教科書に載っております。それに対して、声を出して読むことさえ、教育勅語を読むということだからダメといえ、これは、教育ができないというふうに思っています」と述べた。

こうした中で4月に開催された第193回国会において、教育勅語を教材として使用することの是非をめぐる議論が行われた。森友問題を発端として、教育勅語を教材として使用することは不適切ではないかとの野党からの質問が相次ぎ、教育学関連諸学会も相次いで以下のような声明を発表した。

- (1) 公教育計画学会：「教育勅語」の容認と銃剣道の学校教育への導入に強く反対する（4月3日）
- (2) 教育科学研究会：教育勅語復権策動の暴挙を批判する（4月14日）
- (3) 日本生活指導学会：声明「私たちは、教育勅語の教材としての使用を容認する閣議決定を深く憂慮し、教育勅語の実効化・復活に反対します」（4月21日）
- (4) 歴史教育者協議会：教育勅語の教材使用を認めた政府閣議決定の撤回を求めます（4月23日）
- (5) 教育研究者有志：教育現場における教育勅語の使用に関する声明（4月27日）
- (6) 教育史研究者有志：声明「教育勅語」の教材化と、銃剣道の保健体育科への導入に強く反対します（4月29日）
- (7) 教育史学会：「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）の教材使用に関する声明（5月8日）
- (8) 日本カリキュラム学会・日本教育方法学会：学校教育における教育勅語の取り扱いに関する提言（5月25日）
- (9) 歴史学研究会：「教育ニ関スル勅語」の教育現場での無前提な使用に反対する決議（5月27日）
- (10) 日本音楽教育学会：政府の教育勅語使用容認答弁に関する要望書・共同声明書について（日付不明）

さらに、以下のような日教組や全教等の教職員組合や出版労連等の労働組合が相次いで声明を発表した。

これらの声明が一齐に発表されているのは異様であるが、日本教育学会が関連諸学会に強く働きかけた影響が大きいと思われる。教育基本法改正反対で関連教育学会が足並みをそろえた当手を彷彿とさせる動きとして注目される。

- (1) 全日本教職員組合：談話 憲法の精神に反する答弁書の撤回と稲田防衛大臣の即時辞任を求めます (3月14日)
- (2) 日本教職員組合：稲田朋美防衛大臣の発言に対する書記長談話 (3月14日)
- (3) フォーラム平和・人権・環境：「教育勅語」容認の閣議決定に対する平和フォーラム見解 (4月3日)
- (4) 日本教職員組合：「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に対する書記長談話 (4月4日)
- (5) 平和・人権・民主主義の教育の危機に立ち上がる会：改めて本質をあらわにした教育勅語容認の閣議決定 (4月5日)
- (6) 子どもと法・21 (子どもの育ちと法制度を考える21世紀市民の会)：「憲法や教育基本法に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」旨の閣議決定等に抗議し、これを撤回するよう求める声明 (4月7日)
- (7) 長野県教職員組合：「教育勅語の教材使用を認める」閣議決定に抗議します (4月10日)
- (8) 憲法会議 (憲法改悪阻止各界連絡会議)：教育勅語に関する閣議決定は憲法違反であり、直ちに撤回することを要求する (4月11日)
- (9) 日本出版労働組合連合会：出版労連は「教育勅語」を容認する閣議決定に反対します (4月12日)
- (10) 宗教学法人ホーリネス教団：「教育勅語の教育現場での使用を容認する閣議決定」に対する懸念表明 (4月13日)
- (11) 全国労働組合総連合：談話 憲法違反の教育勅語を容認・肯定する答弁書の撤回を求める (4月18日)
- (12) 大阪教育合同労働組合：安倍政権・松井大阪府政の「教育勅語」容認に、断固として抗議する (4月20日)
- (13) 東京都教育委員会包囲・首都圏ネット：「教育勅語」容認の閣議決定に抗議し、撤回を求める声明 (4月(日付不明))

相次ぐ声明の中核的役割を果たした日本教育学会は、6月16日に政府の教育勅語使用容認答弁に関する声明を発表し、公開シンポジウムを開催し、教育勅語問題ワーキンググループが12月に「教育勅語の教材使用問題に関する研究報告書」を公表した。

同報告書は第一部 (論文)、第二部 (Q&A)、第三部 (資料編) で構成されているが、最も注目されるのは、「Q&A」において、「教育勅語には現代でも通用する『普遍的な価値』はまったく存在しません」と断言していることである。すなわち、Q&A 2の「政府は、教育勅語には普遍的な価値があると言いました。教育勅語のどの部分に、どういった価値があるというのですか」という質問に対して、次のように述べている。

＜政府は、教育勅語の「普遍的な価値」について質問されると、「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ」をあげて、これらは現代にも通用する道徳的価値だという趣旨の説明をします。しかし、その歴史的意味を無視して、教育勅語の言葉面だけを追うのは適切ではありません。たとえば、井上哲次郎が執筆した『釈明教育勅語衍義』（1942年）では、「夫婦相和シ」について、妻は夫より知能が劣るから夫が無理非道を言わないかぎり夫に従うべきだ、という意味の解説をしています。＞（4）

3、井上哲次郎の釈明と教育勅語の普遍的価値

井上哲次郎は明治時代の哲学者で、欧米哲学を日本に多く紹介し、帝国大学において日本人で初めて哲学の教授となった。井上は「国民道徳としての教育勅語」には限界を感じ、仏教からヒントを得て「現象即實在論」（5）を提唱して、国民道徳と世界道徳の矛盾を解消しようとした。

井上哲次郎は教育勅語が渙発された時代的背景について、次のように述べている。「明治天皇の御製にも、よきをとりあしきをすて、外国におとらぬ国になすよしもかな（中略）我が国古来の良識美俗の如きは決して破壊すべきでない。寧ろ之れを存続発展すべきものとして、御示しになつた（中略）修身科の授業に就いて考へてみると、何ら一定の方針は無く、或は儒教主義によつて修身を説いたり、或は耶蘇教主義の教科書を用ひたり、或は西洋道徳を説いて聴かせたり、甚だしきに至つては共和国であるフランスの民法を以て修身科のテキストとしたり、種々区々にして帰一する所が無かつた。さういふ状態であつたからして、恐れ多くも 明治天皇は深く此の点を御憂慮遊ばされた…」（6）

昨年4月13日の第193回国会参議院内閣委員会で民進党・新緑風会の神本美恵子議員がこの問題を取り上げ、次のように質問した。

＜（前略）『勅語衍義』とって、教育勅語が出された後に、井上哲次郎という当時の文部省が依頼した学者、文学博士なんですけれども、その方を中心として編纂された衍義、つまり中学校や師範学校でこれを基に教育勅語を解説し、授業の中で、あるいは研修で使われたというもので、教育勅語とはこういう解釈をするんですよというような説明がされているものであります。「夫婦相和シ」というところ…「夫タルモノハ、妻ヲ愛撫シテ、以テ其歡心ヲ得ベク、又妻タルモノハ、夫ニ従順ニシテ、妄ニ其意志ニ戻ラザランコトヲ務ムベシ、蓋シ妻ハ元ト體質孱弱ニシテ、多クハ労働ニ堪ヘザルモノナレバ、夫ハ之レヲ憫ミ、力ヲ極メテ之レヲ扶ケ、危難ニ遇ヒテハ、愈ク之レヲ保護スベク、又妻ハ元ト智識才量多クハ夫ニ及バザルモノナレバ、夫ガ無理非道ヲ言ハザル限りハ、成ルベク之レニ服従シテ能ク貞節ヲ守リ、妄ニ逆フ所ナク、始終苦樂ヲ共ニスル」というような、こういう夫と妻の関係が書かれているわけです。これはもう明治憲法下における民法で、女性には全く権利がない、財産権も相続権もない、家父長制の中で父や夫に従えという、その考え方がこの「夫婦相和シ」のバックにあるということの証左だというふうに思います。…男女共同参画担当大臣として、加藤大臣、この「夫婦相和シ」というのは、今日でも通用する考え方だというふうにお考えでしょうか。＞（7）

加藤勝信大臣はこれに対して、「ちょっと私にはいま一つ見えていないところもありますが、その中身について今朗読いただきました部分、全てを私が解釈できたわけではありませんけれども、聞く限り違和感、一部違和感があったというのはそのとおりであります。」と答弁している。(8)

この「違和感があった」という担当大臣の原質を取った上で、神本議員はさらに畳みかけるように、「是は教育勅語の中の「夫婦相和シ」という意味です。今。夫婦仲良くしましよう」と一般的に言う、そういう意味ではなくて、…なぜ相和しなければならないのか、そして相和するということはどういうことなのかということの解説があるということ…これが師範学校で当時の先生方に解説されて教えられて子供にそれが伝えられたということですので、紛れもなくここで言う教育勅語の中の「夫婦相和シ」というのはこういう意味だということを是非皆さんには御理解いただきたいと思います。」と念押ししている。(9)

「中学校や師範学校でこれを基に教育勅語を解説し、授業の中で、あるいは研修で使われた」井上哲次郎著『釈明教育勅語衍義』は、『明治天皇紀』巻7によれば、「私著として上梓」されたと書かれている。ところが、文部省が編集・監修した『学制百年史』には、「師範学校・中学校の修身教科書として使用された」と記述されている。

井上哲次郎によれば、同書は草案作成がはかどらず、数カ月を要したという。井上は中村正直、井上毅、加藤弘之、西村茂樹らに意見を求め、芳川顕正文相や江木千之文相らは稿本に付箋を貼って意見を述べたという。特に厳しい反対意見を述べたのが、教育勅語を起草した井上毅であった点に注目する必要がある。

芳川文相は教科書にしたかったようであるが、なぜ「私著として上梓」されたのか。『明治天皇紀』には、「この書、修正の如くせば可ならん。しかれどもなお簡にして意を尽くさざらんものあらば、また毅と熟議してさらに修正せよ」という明治天皇の御言葉が記されている。

いうまでもなく「毅」とは、教育勅語を起草した井上毅である。井上はこの明治天皇の勸諭に従わず、「毅と熟議」どころか、「撥ね付けた」のであった。井上毅は教育勅語が特定の宗教や哲学、政治に偏らないように細心の注意を払って「普遍的中立性」を重んじ、良心の自由をも追求したが、井上哲次郎は「夫婦相和し」などの道徳を「儒教主義」で解釈する見方は「誤り」だとして、次のように日本固有の愛国的な「神ながらの道」を強調した。

<「教育勅語」に列挙されたる当時道徳及び非常時道徳は総て日本固有の道に外ならないのである。…我が日本は総合家族制度の国であるから支那とは大変違ふのである。決して混同してはならぬ。…「夫婦相和シ」に就いて注意すべきことがある。それは外ではない。儒教では「夫婦別アリ」と説く。…「夫婦相和シ」を「夫婦別アリ」の意味に解釈して物議を惹起せしことがあった。(江木千之氏の「教育勅語の渙発」に見ゆ)是れも教育勅語中に列挙された実践道徳の必ずしも儒教と同一ならざることの一証となすべきである…「義勇公二奉シ」…「天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ」など…「教育勅語」に列挙されたる道徳は日本固有の道徳である。すなわち国民道徳である。…「神ながらの道」である。> (10)

明治天皇は起草者である井上毅の意に沿うような修正を井上哲次郎に求めたが、従わなかったために、教科書ではなく「私著として上梓」されたが、井上の『勅語衍義』も結果としては、「個人著述の『検定教科書』の一つに位置づけられるにとどまり、実質的には、教育勅語に関する公式の解釈決定版はついに成立し得なかった。」(11)

ところで、昨年3月14日に日本教職員組合が発表した「稲田朋美防衛大臣の発言に対する書記長談話」においても、次のように神本美恵子議員と同様の指摘をしている。

＜「教育勅語」は主権在君の明治憲法下のものであり、親孝行や友だちを大切にする、夫婦仲良くと言った徳目が並ぶが、その根底には強固な家父長制度と長子相続性、男尊女卑の考えがあることは間違いない。その核心は国民を天皇に忠実かつ従属的な「臣民」とし、戦争が起きたら国と天皇のために命を捧げよということであり、アジア諸国をはじめとする侵略戦争へと国民を駆り立てる役割を果たした。＞

教育勅語の普遍的価値をめぐる議論の口火を切ったのは、昨年2月23日の衆議院予算委員会第一分科会の辻元清美議員の質問に対する答弁において、稲田朋美防衛大臣が「教育勅語の中の、例えば親孝行とか、そういうことは、私は非常にいい面だと思います」と述べ、さらに藤江文部科学省大臣官房審議官も次のように答弁したことが大きな波紋を呼んだ。

＜教育勅語を我が国の教育の唯一の根本理念として、戦前のような形で学校教育に取り入れ、指導するというのであれば適当でないというふうに考えますが、一方で、教育勅語の内容の中には、先ほど御指摘もありましたけれども、夫婦相和し、あるいは、朋友相信じなど、今日でも通用するような普遍的な内容も含まれているところでございまして、こうした内容に着目して適切な配慮の下に活用していくことは差し支えないものと考えております。＞(12)

前述したように、日本政府は教育勅語について「憲法や教育基本法などに反しないような形で教材として用いることまでは否定されることではない」との答弁書を閣議決定したが、このような経緯を踏まえて、仲里利信議員が4月11日に「教育勅語を道徳教育に用いようとする動きに関する質問主意書」を提出し、「教育勅語を道徳教材として用いること並びにその他の教科において何らかの形で用いることの是非」や「一体教育勅語の何が憲法や教育基本法に反しないとするのか」などに関する政府見解を質した。

これに対する政府答弁は必ずしも明快なものではないが、以下のようなものであった。

＜教育勅語を教育において用いることが憲法や教育基本法等に違反するか否かについては、まずは、学校の設置者や所轄庁において、教育を受ける者の心身の発達などの個別具体的な状況に即して、国民主権等の憲法の基本理念や教育基本法の定める教育の目的等に反しないような適切な配慮がなされているか等の様々な事情を総合的に考慮して判断されるべきものであるが、教育勅語を、これが教育における唯一の根本として位置づけられていた戦前の教育において用いられていたような形で、教育に用いる

ことは不適切であると考えている。>

前述した井上哲次郎の解説には多くの反対意見があり、教育勅語と教育基本法の関係については、歴史的経緯を十分にかつ正確に踏まえる必要がある。その際に教育基本法制定当時の両者の関係についての公的解釈、GHQの民政局の口頭命令によってその公的解釈がいかに捻じ曲げられたかについて、史実に基づいて正確に認識する必要がある。

筆者はこの問題について臨時教育審議会の総会（13）で詳細に報告したが、前述した日本教育学会「教育勅語の教材使用問題に関する研究報告書」は、この臨教審の審議に全く言及しておらず、黙殺していることは明らかに客観性、バランスを欠いているといわざるをえない。

4、教育勅語と憲法・教育基本法の関係

教育勅語と教育基本法の関係については、教育基本法制定当時の立法者意思に立ち返る必要がある。文部省調査局が第92回帝国議会のために作成した「予想質問答弁書『教育基本法の部』」（14）には、文部省の当時の公的解釈が次のように述べられている。

<教育勅語と教育基本法との関係>

答（前略）この法案の中に教育勅語のよき精神はひきつがれているし、また不十分な点、表現の不適當な点もあらため表現されていると思う。それであるからこの法案と教育勅語とは矛盾するものではない。

<教育勅語を廃止する意思なきや>

答 教育勅語は過去の歴史上極めて重要な意義を有し、重大役割を果たしてきたものであり、またその中には天地の公道たるべきものが示されているので、これを廃止するというようなことは教育上甚だ面白くないと思うので廃止する意思はない。（後略）

<教育勅語は日本国憲法前文第1項後段によって排除されるべきものではないか>

答 憲法前文最後の「これ」とはいわゆる民主主義政治の原理であり、事柄は政治に関するものであり、教育勅語は道徳、教育に関するものであるから、教育勅語は「これに反する」詔勅に入らない。のみならず、形式的にいても教育勅語は国務大臣の副署なく、詔勅の形式になっているのではなく単に天皇の御言葉であるから、むしろこの憲法前文とは無関係なものというべきである。

ところが、メリーランド州立大学ホーンベイク図書館プランゲ文庫所蔵のジャスティン・ウィリアムズ文書（15）によれば、民政局の口頭命令によって強制された国会での教育勅語排除決議によって、①詔勅の内容は部分的にはその真理性を認められる、との見解が否定され、さらに、②教育勅語は国務大臣の副署なく、詔勅の形式になっているのではなく単に天皇の御言葉であるから、憲法とは無関係、との見解が否定された。（16）

しかし、憲法第98条の規定する、憲法に反する詔勅との関係を民政局に問い質した民間情報教育局教育課のドノヴァン女史によれば、②についての民政局の公的見解（民政局の法律専門家ブレイクモアによる）は、教育勅語は天皇の個人的な言葉に過ぎないから法

令ではなく、その内容と精神は新憲法に反するが、憲法によって自動的に排除されるものではなく、憲法第98条にいう「詔勅」ではないというものであった。(17)

このように、国会での教育勅語排除失効決議は、教育勅語と憲法との関係についての、文部省と民政局の公的見解を逸脱するものであった。参議院の田中耕太郎文教委員長は「教育勅語等の失効確認に関する決議案」の提案理由の中で、次のように説明している。

＜教育勅語等は新憲法第98条第1項の中に規定していますところの憲法の条規違反の詔勅として無効となるものではございません。憲法の右の条項、即ち「この憲法は、国の最高法規であって、その条項に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない」これが問題になって参るのであります。憲法のこの条項は法規相互の関係を規定しておるのでございまして、それは今尚形式的に効力を持っています法令詔勅について適用されるのであります。教育勅語等につきまして、教育勅語を援用し、その他皇国の道に則る教育理念を示しておりました諸学校令がすでに廃止せられておりますから、教育勅語等は道徳訓に関する過去の文献に過ぎないものとなり、法規や国務に関する行為ではなく、従って憲法の右条項とは全く関係がなくなってしまうのであります。＞(18)

以上の説明から、日本国憲法が施行される以前に教育基本法、学校基本法が施行されたことによって、国民学校令以下16の勅令及び法律が廃止され、教育勅語又はその精神を援用した教育に関する従来の法律がその法的効力を失っている以上、憲法施行時において教育勅語自体は憲法上の効力を問われ論じられるものではないとした参議院決議の方が、憲法第98条第1項にいう違憲詔勅として排除すべきであるとした衆議院決議より法理的には正しいといえる。(19)

このような教育勅語と教育基本法に関する歴史的経緯を踏まえて、今回の教育勅語の教材使用問題について考察したい。前述したように、4月27日、120名の教育研究者有志が「教育現場における教育勅語の使用に関する声明」を発表したが、「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」という閣議決定に対し、「今、教育勅語を教育現場で使用することに対する政府の容認姿勢が目立ち始めている」「過去の国会決議や政府見解に照らせば、従来の方針に対して重大な変更を恣意的に加えたものと言わざるをえない」と厳しく批判した。

そして、昭和23年の時点で、衆参両院は、詔勅の「根本理念が主権在君並びに神話的国体観に基づいている事実は、明かに基本的人権を損い、且つ国際信義に対して疑点を残すもとなる」との理由から、教育勅語の排除・失効を決議している。それ故、教育勅語そのものが憲法と教育基本法に反しているのであり、「それらに反しない」形での使用とは、「教育勅語は憲法と教育基本法に反している」ことを教える場合のみである、と主張し、「教育現場において、教育勅語の全体及び一部を、その歴史的な性格に対する批判的な認識を形成する指導を伴わずに使用することは認めない」という決然たる姿勢を政府に求める、と結んでいる。

しかし、この国会決議はGHQ民政局の口頭命令によって強制されたものであり、法的

拘束力はなく、この国会決議を根拠に教育勅語をタブー視するのは不当である。

5、マスコミ報道・社説の論点と問題点

マスコミ報道や社説（3月16日・4月5日付毎日新聞、4月2日・同11日付朝日新聞、4月6日付読売新聞）でも教育勅語の教材化や道徳教育における取扱いが問題視されているが、いずれも憲法、教育基本法と教育勅語の関係に関する歴史的事実の正確な認識が欠落している。

社説の論点は2点であるが、まず第一の論点は、「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」とした閣議決定は参議院決議に反し、「教育勅語は国民主権、基本的人権の尊重など現行憲法の基本原則と相いれない。…学校現場にふさわしい教材とは到底、言えない」（4月2日付朝日社説）というものである。

3月16日付毎日社説も「天皇が国民に強制するという教育勅語の構図が、国民主権と相いれない」と指摘。4月5日付同社説も「憲法に反しない活用法とはいったい何を指すのか。政府が道徳での活用を否定しない態度はとりわけ問題だ」と厳しく批判。

4月11日付朝日社説も義家文科副大臣が教育勅語の朗読を「教育基本法に反しない限りは問題のない行為」とした国会答弁を「不見識」と批判し、「憲法、教育基本法に反しない形での活用法とは何なのか」と疑問を呈した。

第二の論点は、4月6日付読売社説の「教育勅語は道徳教材としてふさわしいか」という点である。同社説は「道徳などで教育勅語を規範とするような指導をすることは、厳に慎まねばならない。天皇中心の国家観が、国民主権や基本的人権を保障した現憲法と相いれないのは明らかだ。道徳の教材に用いれば、学校での特定の政治教育を禁止した教育基本法にも抵触する可能性がある」と批判。

下線部分の見解は共通しており、道徳教育を含む教材として教育勅語はふさわしくないという主張の根拠となっている。

この問題を真正面から議論した政府の臨時教育審議会の総会で、第一部会の専門委員であった筆者は、在米占領文書研究に基づく実証的立場からこの問題について詳細に報告した（『現代のエスプリ』「臨教審」至文堂、昭和62年、同別冊「臨教審と教育基本法」至文堂、昭和63年参照）。

昭和23年6月19日の教育勅語の国会排除失効決議が、GHQ民政局の口頭命令によって強制されたものであることは、ジャスティン・ウィリアム文書などや関係者の証言によって明らかである。憲法を押しつけた民政局は、日本側が妥協案として作成した衆議院決議案の「部分的にはその真理性を認められるのであるが」を削除。「詔勅の根本理念が主権在君並びに神話の国体観に基づいている事実は、明らかに基本的人権を損ない、且つ国際信義に対し疑義なしとしない(might)」のmightを削除し、「違憲詔勅」とであると断定した。

教育基本法制定当時の文部省の公的解釈によれば、教育勅語には「天地の公道」たる真理が含まれており、教育基本法と矛盾するものではなく、両者を補完併存関係と捉えて、教育基本法を制定した。

教育勅語を起草した井上毅の山縣有朋総理宛の書簡によれば、「政事上の命令と区別して社会上の君主の著作広告」として起草したものであり、この井上毅の意図は大臣の副

署がないことによって貫かれ、詔勅の形式をとらなかった。従って、教育勅語は憲法第98条第1項にいう「この条規に反する詔勅」には該当しないのである。

しかし、民政局の口頭命令による国会決議によって、教育勅語の真理性を肯定していた日本側の立法者意思が全面的に否定され、「違憲詔勅」であることが強調された。その結果、教育勅語と補完併存関係にあるという教育基本法制定当時の公的解釈が根底から揺さぶられ、戦前の「教育勅語体制」から戦後の「教育基本法体制」への転換、と両者を対立的に捉える見方が広がったのである。

しかし、教育基本法は教育勅語を全面的に否定したというのは「歴史の歪曲」であり、後の解釈によって歴史的事実を捻じ曲げることは不当である。

井上毅は教育勅語の起草に当たって、「宗旨上の争端」「哲学上の理論」「政事上の臭味」「漢学の口吻と洋風の気習」などを極力避けるように細心の注意を払ったが、後年の文部行政は教育勅語を「唯一絶対視」したために、実際には「政事上の命令」の如く歪められてしまったのである。この点は厳しく反省しなければならない。

そこで、戦後、教育勅語を唯一の淵源とする従来の教育体制を一新するために、教育勅語を本来の「社会上の著作広告」の位置に戻すことが必要になり、教育が混乱しないように、教育基本法が教育勅語の強い肯定の下に制定されるに至ったのである。

6、田中耕太郎と文部次官通牒

教育基本法、学校教育法の施行によって、教育勅語を援用した国民学校令以下16の勅令と法律が廃止され、教育勅語の法的効力の「失効を確認」したのが参議院決議であった。当時参議院文教委員長であった田中耕太郎は、次のように指摘している。

「教育勅語が教育法令の中に取り入れられることによって、法的の意義を有し、わが国の教育者を法的に拘束していた…教育勅語を法令の体系中に編入することは好ましい結果を生じなかった。…教育勅語は一般的には主権者である天皇の命令として受け取られた。…その内容、即ちそれがもっている真理性は問題とせられず、その形式即ちそれが天皇の権威に由来することのみが表面にあらわれていた。…国民は御真影に対すると同じような態度を以てこれに対した。…わが教育の唯一の指導原理たる性質を確保するためには、それを法規化する必要があった…かくして教育勅語はその生命を失い、形骸化する危機に逢着していた。」(20)

井上毅の意図に反して、教育勅語が教育法令の中に取り入れられることによって法的拘束力を持つようになり、御真影と同様の扱いとなり、その内容を実生活において「拳拳服膺」することよりも恭しく儀式で奉読する形式が重んじられるようになり、形骸化してしまったのである。昭和21年3月に来日し、約1カ月滞在して報告書を提出した第一次米国教育使節団も教育勅語の内容自体は全く問題視せず、次のように単に教育勅語の儀式における取扱い方のみを問題にした事実にも注目する必要がある。

「勅語、勅諭を儀式に用いること、御真影に敬礼するならわしは、過去において生徒の思想感情を統制する力強い方法であって、好戦的国家主義の目的にかなっていた。かような慣例は停止されなくてはならない。かような手段の使用に關係のある儀式は、人格の向上に不適當で、民主主義的日本の学校教育に反するものとわれわれは考える。」(21)

「自然法の法哲学によれば、…命令と規範とが区別される」として、田中は「軍国主義、極端な国家主義」者の狂的な崇拜と「戦後における共産主義者や同調者達」の双方を厳しく批判している。田中によれば、後者の間違いは、次の点にあるという。

「一部の者は教育勅語の形式即ち命令の方面が民主憲法の根本理念と相容れないことが明かになった結果、その内容まで全面的に否定する態度をとる。彼等によれば『父母二公ニ兄弟二友ニ』等の道德規範は今日は最早通用しない封建的道德だということになる。形式である命令が否定されたことによって内容である規範をも無礙に否定しようというのである。それは『浴湯とともに赤ん坊まで流してしまう』との批判を免れない。」(22)

この批判は、前述した日本教育学会を初めとする教育学関連学会その他の反対声明や研究報告書にもそのまま当てはまる。教育勅語は「人類普遍の個人道德が多く説かれており、国家主義的理念が現れていない」「天皇神格化の思想を含んでいるわけではない」にもかかわらず、勅語奉読の形式が重んじられ、「国民は勅語の中に含まれている道德原理に従うのではなくて、その道德を宣明した君主の権威に従っていた。従って勅語の真理性は全然問題とされない。これらの人々には教育勅語の形式のみが重要である」(23)と田中は批判的に分析しているが、その通りであろう。

戦前の一時期に広がった軍国主義、極端な国家主義を払拭しつつ、教育における道德と秩序を確立することが求められる中で、文部省が教育勅語に関して取るべき態度は「デリケートたらざるを得なかった」と述べ、田中耕太郎はその理由について次のように述懐している。

「何となれば共産主義者やその同調者達は、従来の教育の過誤の重要な部分を教育勅語に帰し、それが民主主義の世の中では一片の復古同様になったかのようにみなすにいたったからである。従ってもし文部省において教育勅語が教育上もはや無効になったとでも宣明するならば、教育勅語の内容をなすところの、『父母二孝ニ』以下のすべての徳目も民主主義の下においては否定されたものと早合点する者も出てこないとは限らなかったのである。」(24) この田中の杞憂は、今日現実のものとなった。

田中によれば、教育勅語は「人類普遍の道德律即ち自然法的原理を列挙したもの」であり、「その内容は主として儒教に由来しており、わが民族の古来の道德的確信に合致するばかりでなく、キリスト教の倫理から見ても是認できるものである。しかし教育勅語の内容を道德教育の唯一の淵源にすることは狭きに失することはもちろんである。」「教育者は教育勅語を理性的に、客観的に、従って正当に評価しなければならない。これによってはじめて教育者は、今日なお見受けられるところの教育勅語に対するファナティックな崇拜と同時にこれに対する神経質な反情と恐怖症に陥らないで済むのである。」(25)

田中は教育勅語を「神懸かり的」に取り扱うのではなく、「倫理教育の貴重な資料」として取り扱うよう説いたが、重要な指摘といえよう。井上の意図に反して狂信的国粋主義、権威主義的教条主義に陥った教育勅語の形骸化が教育現場に広がった過ちを厳しく反省し、歪みを正さなければならない。

昭和21年10月8日の文部次官通牒「勅語及び詔書等の取扱いについて」は、「教育勅語を以て我が国教育の唯一の淵源となす従来の考へ方を去つて、これと共に教育の淵源を広く古今東西の倫理、哲学、宗教等にも求むる態度を採るべきこと」と明記し、「式日等において従来教育勅語を奉読することを慣例としたが、今後は之を読まないことにするこ

と」とし、勅語及び詔書の謄本は今後も学校で保管すべきであるが、その保管及び奉読に当たっては「神格化するやうな取扱いをしないこと」と明記したが、この終戦直後の原点に立ち返りさえすればよいのである。教育勅語の「ファナティックな崇拜」と「神経質な反情と恐怖症」の両極端を排した田中耕太郎の見識と、この文部次官通牒の趣旨を踏まえることが最も重要である。

田中がこの文部次官通牒について、「ここに注意しなければならないのは、この通牒もまた教育勅語の内容に立ち入って否定していないことである。それは教育勅語が教育の他の淵源と同列のものだということを明らかにしているだけである」(26)と指摘している点にも留意する必要があるだろう。

また、昭和22年3月の貴族院において、高橋誠一郎文相は次のように述べている。

「日本国憲法の施行と同時に之と抵触する部分に付きましては其の効力を失ひ、又教育基本法の施行と同時に、之と抵触する部分に付きましては其の効力を失ひますが、その他の部分は両立する…政治的な若しくは法律的な効力を教育勅語は失ふのでありまして、孔孟の教へとかモーゼの戒律とか云ふようなものと同様なものとなって存在する」(27)

前述したように、田中は命令と規範を区別する自然法の立場から、教育勅語の“命令形式”が民主憲法の根本理念と相容れないとして教育勅語の規範内容を全面否定するのは、「浴湯とともに赤ん坊まで流してしまう」との批判を免れない、と指摘しているが、教育基本法に抵触しない「父母ニ孝ニ」以下の12の徳目は教育基本法と「両立」というのが、前述した高橋文相の見解である。

教育基本法の制定にあたって、田中耕太郎文相が、教育勅語の徳目が古今東西を通じて変わらない人類普遍の道德原理であり、それらが民主憲法の精神とは決して矛盾しない、と述べたのも同様の趣旨である。前述した教育関連学会や諸団体の反対声明は、田中耕太郎に言わせれば、「浴湯とともに赤ん坊まで流してしまう」との批判を免れないであろう。

さらに同論文で注目されるのは、田中が民政局に対して、教育勅語にはもはや法的効力はないから無効決議は不要であり、「違憲の宣言は国会の権限には属せず、最高裁判所がなすべき事項である…教育勅語の内容をなす人類普遍の道德律まで無効になったかのように誤解するおそれがあるから、慎重に考えなければならない」と反対したことである。田中によれば、司令部側は「教育勅語の形式と内容との関係を十分理解せず、またその内容が不穏当なものである」と誤解していたという。

教育勅語の「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ」の一節が問題視されているが、「義勇公ニ奉」じる愛国心などが、むしろ欧米では高く評価されたのである。ラフカディオ・ハーン著『知られぬ日本の面影』に教育勅語の英訳文が掲載され、末松謙澄と菊池大麓がロンドンで、金子堅太郎がニューヨークで、吉田熊次がベルリンで教育勅語を紹介し、大好評を博した。そこで文部省は『漢英仏独教育勅語訳纂』を公刊し、海外の要所に配布した。

例えばイギリスでは、教育勅語は日本の急速な発展を促した指導原理として、次のように積極的に評価された。

「我々に有益なのは、日本人の永き太古の伝統」「教育勅語は寛大な威容を湛えている。教育勅語は過去の力をもとに将来へと前進していくことを求めている」「過去の最良なもの真髓を見事に保守」「われわれはそのなかに隣人に対する義務を示している点で、英

国教会の説教と結びついた聖パウロの教えのようなものを聞くようである」(平田諭治『教育勅語国際関係史の研究—官定翻訳教育勅語を中心として—』風間書房、平成9年)

7、おわりに

以上の歴史的事実を踏まえて、教育勅語の教材化や道德教育における取扱いについては、教育勅語を「唯一絶対化」等の過大視や、道德規範までも全面否定する等の過小視という両極端を排し、理性的、客観的にバランスのとれた配慮をする必要がある。

4月6日付読売新聞社説は「教育勅語は道德教材としてふさわしいか」と題して、「道德などで教育勅語を規範とするような指導をすることは、厳に慎まねばならない。天皇中心の国家観が、国民主権や基本的人権を保障した現憲法と相容れないのは明らかだ。道德の教材に用いられれば、学校での特定の政治教育を禁止した教育基本法にも抵触する可能性がある」と述べているが、教育勅語は歴史教材のみならず、道德教育の貴重な教材であり、歴史の事実と教訓を踏まえ、両極端なイデオロギーに捉われない客観的な活用が求められる。

教育勅語の「古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖」らない12の人類普遍の道德規範まで「保守反動視してはばからない憂うべき傾向」が戦後顕著になったことを田中は憂いたが、教育勅語の道德規範まで危険視し、教材化自体をタブー視するのは不見識である。教育勅語と教育基本法が両立していた戦前と戦後の連続性を全面否定することは、「歴史に対する欺瞞」である。

教育勅語と教育基本法の歴史を曇りのない眼で直視すべきであり、「真に問われるべきは歴史を無視し、今なお教育勅語を感情的にしか議論できない戦後社会の怠慢と貧困である」(28)。

120名の教育研究者の声明によって浮き彫りになったのは、この「歴史を無視し、今なお教育勅語を感情的にしか議論できない戦後社会の怠慢と貧困」ではないのか。「教育勅語体制から教育基本法体制へ」というように、戦前と戦後を単純な対立図式で捉えるのではなく、戦前と戦後の連続性と非連続性の両側面を実証的研究を積み重ねることによって、曇りのない眼で客観的に包括的に捉え直し、「イデオロギー対立の所産として導き出されてきた固定的な評価を客観的に再検討するという、歴史研究としてはごく当たり前の次元に還る」(29) 必要がある。

戦前と戦後を単純な二分法論理で捉える固定観念が、修身科と教育勅語をタブー視し、「修身科」復活論争、「特設」道德論争、「期待される人間像」論争、「心のノート」論争など、文部省対日教組のイデオロギー対立の争点になってきた道德教育をめぐる不毛な論争を招来し、修身教育の功罪が学問的に検証されず、道德教育の理論研究を阻んできたのである。

臨教審設置法に明記された「教育基本法」の精神を、立法当時の公的解釈にさかのぼって検証し、教育勅語と補完関係にあったことを確認した臨教審の教育基本法論議によって、この戦前と戦後を対立的に捉える不毛なイデオロギー対立からの脱却が試みられ、道德教育の見直しが行われたが、思考停止に陥った日本の教育学会や教育学者たちは、この臨教審の問題提起を真正面から受け止めようとはせず、道德は「領域」に過ぎず

「教科」ではなかったために、道徳教育に関する理論並びに、実践（指導法）研究、教員養成並びに研修は機能不全、構造的な「負のスパイラル」に陥ってしまった。これが戦後の道徳教育が形骸化した歴史的要因といえる。

「戦前と戦後の断絶こそ、戦後教育学の創り出してきた最大の虚構」（30）であり、貝塚によれば、「戦後70年間の間に、近代以降の道徳教育の成果は省みられず、学問としての道徳教育の理論研究はすでに解体されたに等しい。ここには、戦前・戦後における道徳教育の制度的断絶に依るところも大きい、それ以上に道徳教育研究を妨げる歴史的な要因が作用したといえる。」（31）

今春から始まる「道徳の教科化」を契機に、戦後の道徳教育研究を妨げてきた歴史的要因を根本的に見直し、理論研究の基盤と環境を整備しつつ、ホリスティック（包括的）な視点から、道徳教育の理論と実践の往還を積み重ねる中で、新たな「道徳教育学」を樹立することが時代の要請といえる。今春から開学する麗澤大学大学院学校教育研究科道徳教育専攻で担当する道徳教育原論「臨床教育と道徳教育」の研究を通して、地道に一步ずつこの新たな時代の要請に応えていきたい。

注

- (1) 唐澤富太郎『教科書の歴史—教科書と日本人の形成—』（創文社、昭和31年）164頁
- (2) 和辻哲郎「危険思想を排す」（『和辻哲郎全集』第22巻、岩波書店、平成3年）142頁
- (3) 同上
- (4) 日本教育学会・教育勅語問題ワーキンググループ「教育勅語の教材使用問題に関する研究報告書」134頁
- (5) 井上哲次郎の「現象即實在論」は、「従来の実在論の主張に対する批判的総合の立場とみなされている。彼によれば、實在論の第一の段階は、現象そのものをそのまま実在とみなす素朴實在論であり、第二の段階は、現象と実在とを表裏二面とみなす二元論的實在論である。この二元論的實在論は、現象の背後に実在を想定するという意味でまだ不十分であるのに対して、第三の段階は、現象と実在とを融合するものとみる『融合的實在論』であり、これが彼自身の現象即實在論の立場とされている。」（新田義弘『井上円了と西洋思想』東洋大学学術情報リポジトリ、昭和63年、80頁）
- (6) 井上哲次郎『釈明教育勅語衍義』廣文堂書店、昭和17年、4-6頁
- (7) 内閣委員会会議録第4号（平成29年4月13日）
- (8) 同上
- (9) 同上
- (10) 井上哲次郎・前掲書、332-338頁
- (11) 佐藤秀夫「解説」（同編『続・現代史資料8 御真影と教育勅語』平成6年、5頁）
- (12) 第193回国会予算委員会第一分科会第2号（平成29年2月23日）
- (13) 昭和60年10月6日、教育基本法・教育勅語問題について臨教審第一部会で発表したの次の通り。昭和60年1月30日「教育基本法の制定過程について」、同5月8日「個性主義について—教育基本法との関係」、同10月1日「21世紀に向けての教育の基本的な在り方」、同12月3日「教育基本法の本質の正しい認識の確立に向けて」。なお、同9月7日に杉原誠二郎氏から「教育基本法と教育改革」について、第一部会でヒアリングを行った。
- (14) 文部省調査局、昭和22年3月12日
- (15) Justin Williamsは、GHQ民政局国会・政治課長、米極東軍司令部最高司令官外交政治顧問、メリランド大学学長補佐などを歴任。同文書には日本国憲法制定、公職追放、女性の政治活動などに関する覚書、書簡などを収録。マイクロフィルム43巻。
- (16) 高橋史朗・ハリー・レイ『占領下の教育改革と検閲』日本教育新聞社、昭和62年、54-55頁
- (17) Eileen R. Donovan, "Imperial Rescript of 1890", 6 August 1946, Trainor Collection, Box 28 Hoover Institution Archives.
- (18) 官報号外、昭和23年6月20日、参議院会議録第51号
- (19) 高橋史朗・ハリー・レイ前掲書、56-57頁
- (20) 田中耕太郎「教育勅語の運命」（『心』第10巻第2号、生成會、昭和32年2月号、31頁）
- (21) 同34頁
- (22) 同40頁
- (23) 同32-39頁
- (24) 同34頁
- (25) 同、40-41頁
- (26) 同35頁
- (27) 第92回帝国議会議事録貴族院教育基本法案特別委員会（昭和22年3月20日）
- (28) 貝塚茂樹「教育勅語を否定する戦後の欺瞞」（平成29年4月26日付産経新聞「解答乱麻」）
- (29) 貝塚茂樹「近現代教育史のなかの教育勅語：研究成果の検討と課題」（『武蔵野大学教養教育リサーチセンター紀要』第5号、平成27年、184頁）
- (30) 森田尚人「近代日本教育学史の構想—思想史方法論をめぐる個人的総括」（『近代教育フォーラム』第22号、平成25年、86頁）
- (31) 貝塚前掲論文、184頁